

対象補聴器とその基準額

種 類	1台当たり（片耳）の 基準額（円）	基準額に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500	①補聴器本体 （電池を含む。） ②イヤモールド※2	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型※1	55,900		
耳あな型（レディメイド）	92,000		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900	補聴器本体 （電池を含む。）	
骨導式ポケット型	74,100	①補聴器本体 （電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500	①補聴器本体 （電池を含む。） ②平面レンズ※3	

◇基準額は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1（8）に記載の価格を準用する。」

※1 軽度・中等度難聴用耳かけ型で補聴器援助システムを必要とする場合は、基準額に受信機及びワイヤレスマイクの価格の合計が232,700円の範囲内で加算した額を基準額とする。また、オーディオチューを必要とする場合は、基準額に5,250円の範囲内で加算した額を基準額とする。

※2 イヤモールドを不要とする場合は、基準額から9,500円を減額した額を基準額とする。

※3 平面レンズを不要とする場合は、基準額から1枚につき3,800円を減額した額を基準額とする。

注) 修理費（成長に伴うイヤモールドの交換を含む。）は、助成の対象としない。